

リースは、企業活動における資産の効率的な調達手段として身近な存在だが、会計上の取り扱い（特にオンバランスか否か）については従来から議論されている。

法律上「賃貸借」でオフバランスが自然である一方、その形態は資産の自社所有に近いもの（ファイナンス・リース）から一時的なレンタル（オペレーティング・リース）まで多様で、すべてについて会計上、同一の取り扱いをするのも実態を

表さないということでも、適正に実態を表すべく幾度か改正が行われてきた。

リース業界最前線

10

直近では、海外でオフバランスのリースが経営破綻をきっかけに巨額債務として顕在化した例もあり、一律でオンバランスとすべきではないかとの議論が

リース会計基準



三井住友ファイナンス＆リース常務執行役員
正脇 久昌

国際ルールとの整合議論

とするよう改定された（2016年。19年に強制適用）。ただ両基準は、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの区分を残すか残さないかで意見が分かれるなど、リースの議論の難しさを改めて感じさせる結果になつた。

そんな中、日本では国際会計基準（IAS）や米国財務会計基準において行われ、10年にわたる議論を経て、従来オフバランスであつたオペレーティング・リースを含めてすべてをオンバランス

うか、また日本の法制度の中でのリースの位置付けや独自の商慣習もあり、高度な議論が重ねられている。

現在、企業会計基準委員会において、国際的整合性を尊重しつつ、同様の改定を行うべきかが審議されている。

多様なリースをどう扱うかが審議されている。

具体的には、オペレーティング・リースのオンバランスのほか、会社法や税法といった関連法制との整合性、連結・単体財務諸表に対する適用範囲、重要性のないリースの簡便処理など、解決すべき課題は多い。

日本では19年度からIFRS任意適用会社で、新しいリース会計基準の適用が始まつており、順次決算発表が行われたが、すべてのリースがオンバランスとなり資産・負債が大きくなり影響がなかつた会社など、さまざまだった。

また新型コロナウイルス対応でリース料のリスケジュールや減免

時の取り扱いがタイムリーに公表されるなど、リースが社会情勢と密接に関わっていることを改めて感じたところだ。

多様なリースをどう財務諸表に反映するのかはリース会計の永遠のテーマだ。会計基準の今後を考える際、法制との関連の深い単体財務諸表よりも、まず連結財務諸表について国際基準との整合を図り、基準の変更に機敏に対応していくのが最も良の選択だろう。

（隔週木曜日に掲載）